

大阪市民病院機構工事請負契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という)が発注する建物設備に係る工事請負契約に関し、「大阪市民病院機構契約規程」(以下「契約規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、法人が建物設備の機能回復を目的に発注する修繕(美観の保持・回復のみを目的とするものを除く。)及び工事請負契約に係る比較見積のうち、次の各号の何れかに規定するものに適用する。

(1) 緊急の必要により競争入札に付すことができない、別表1、2に掲げるもの(以下「緊急修繕」という。)

(2) 予定価格が500万円以下の比較見積

2 この要領は、別表3「工事請負の業者選定方法」に沿った適正な判断のもと適用しなければならない。

(緊急修繕の実施の事前承認)

第3条 緊急修繕を実施しようとするときは、請負者を選定する前に、緊急を要する具体的な理由を書面により明らかにし、財務課長(十三市民病院にあっては総務課長、住之江診療所にあたっては事務長)の承認を得なければならない。

2 前項に規定する課長が不在のときは、施設課長の承認を得て請負者を選定することができる。

3 前2項に規定する承認は、直ちに緊急修繕に着手しなければ病院機能の停止等重大な事態を招くおそれがある場合、口頭によることができる。この場合、できるだけ速やかに承認を証する書面を整えなければならない。

(見積りの徴取)

第4条 工事の請負者は、大阪市民病院機構工事請負契約見積合わせ参加登録要領に規定する工事見積合わせ参加登録請負業者リスト(以下「請負業者リスト」という。)に登録している者の見積りをもとに決定する。

2 見積りは見積額を記載し、代表者の捺印がなされた書面(以下「見積書」という。)によるものとし、見積書の様式は問わない。

3 次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) 第1項に定める、請負業者リストに登録がない者のした見積り又は契約規程第25条第3項の規定による確認を受けない代理人がした見積り

(2) 指定の日時まで提出されず、または到達しなかった見積り

(3) 見積者の記名押印がない見積り

(4) 同一見積りについて見積者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、その全部の見積り

(5) 同一見積りについて見積者及びその代理人がそれぞれ見積りしたときは、その双方の見

積り

- (6) 見積額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- (7) 代表者印での訂正されていない金額の訂正、削除、挿入等を行った見積り
- (8) 見積りに関し不正な行為を行った者の見積り
- (9) 見積者が見積書の提出後、請負者の決定までに大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置を受けた場合の見積り及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の見積り
- (10) その他見積りに関する条件に違反した見積り

4 直ちに緊急修繕に着手しなければ病院機能の停止等重大な事態を招くおそれがある場合、電子メール・ファックス等による見積りを求め、請負者を決定することができる。この場合、できるだけ速やかに前項の各号に該当しない有効な見積書を徴取しなければならない。

5 徴取した見積書は、契約書または契約書に代用する文書として保存しなければならない。

(緊急修繕の請負者の選定)

第5条 緊急修繕の請負者は、請負業者リストに登録している者のなかから選定する。

2 緊急修繕の請負者の選定は、請負業者リストにおける、修繕内容に応じた種目の登録順序にしたがって指名する。ただし、大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱の規定により指名停止措置を受けた者は除く。

3 前項の規定により指名した者が、材料・工具等の調達及び技術者・作業員の動員が可能で緊急修繕の施工能力を有すると認められる場合請負者とする。

4 前項に規定する要件が満たされず緊急修繕の施工能力を有しないと認められる場合は、次順位の者を指名し、以降請負者が決定するまで指名を繰り返すものとする。

5 請負業者リストが一巡するまでは、一度契約を締結した者について、前3項に規定する指名は行わない。

6 請負業者リストが、一巡すれば、無作為にリストの並べ替えを行う。

7 前5項に規定する指名の方法及びリストの並べ替えの詳細は、別表4「請負者の選定方法」によるものとする。

8 請負業者リストは病院ごとにそれぞれ使用し、緊急修繕の請負者の指名を行うものとする。

(比較見積り)

第6条 比較見積者は、請負業者リストのなかからくじ引きなどの方法により2者以上選定する。

2 請負業者リストは病院ごとにそれぞれ使用し、見積者の選定を行うものとする。

3 第2項に規定する契約相手は、病院ごとにそれぞれ契約した相手とする。

4 前4項の規定により選定した見積者に対しては、必要事項を記載した設計図書（図面、設計書及び仕様書並びにその他見積りに必要な書類をいう。）を提示し、あらかじめ定めた期限までに見積書を提出させるものとする。

(請負者の決定)

第7条 見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者（以下「最低価格提示者」という。）を請負者とする。

2 最低価格提示者が2者以上あるときは、契約の目的とする工事に関係のない法人職員にくじ

をひかせて請負者を決定する。

- 3 提示された最低価格が予定価格を超えている場合は、当該最低価格提示者と価格交渉を行い、請負者を決定することができる。
- 4 前項に規定する最低価格提示者が2者以上ある場合は、当該最低価格提示者に再度見積りを求め、価格交渉の相手または請負者を決定する。
- 5 前2項に規定する価格交渉を行っても、予定価格の制限の範囲内の価格が提示されない場合は、次順位者と価格交渉を行うことができる。
- 6 前項に規定する価格交渉が成立しない場合は、見積者を変更して見積りの比較を行う。この場合の手続きは前条及び本条の規定によるものとする。

(契約の解除)

第8条 請負者が、契約の締結までの間に、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結は行わないものとする。

- 2 契約の締結後、契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和3年4月1日から施行する。

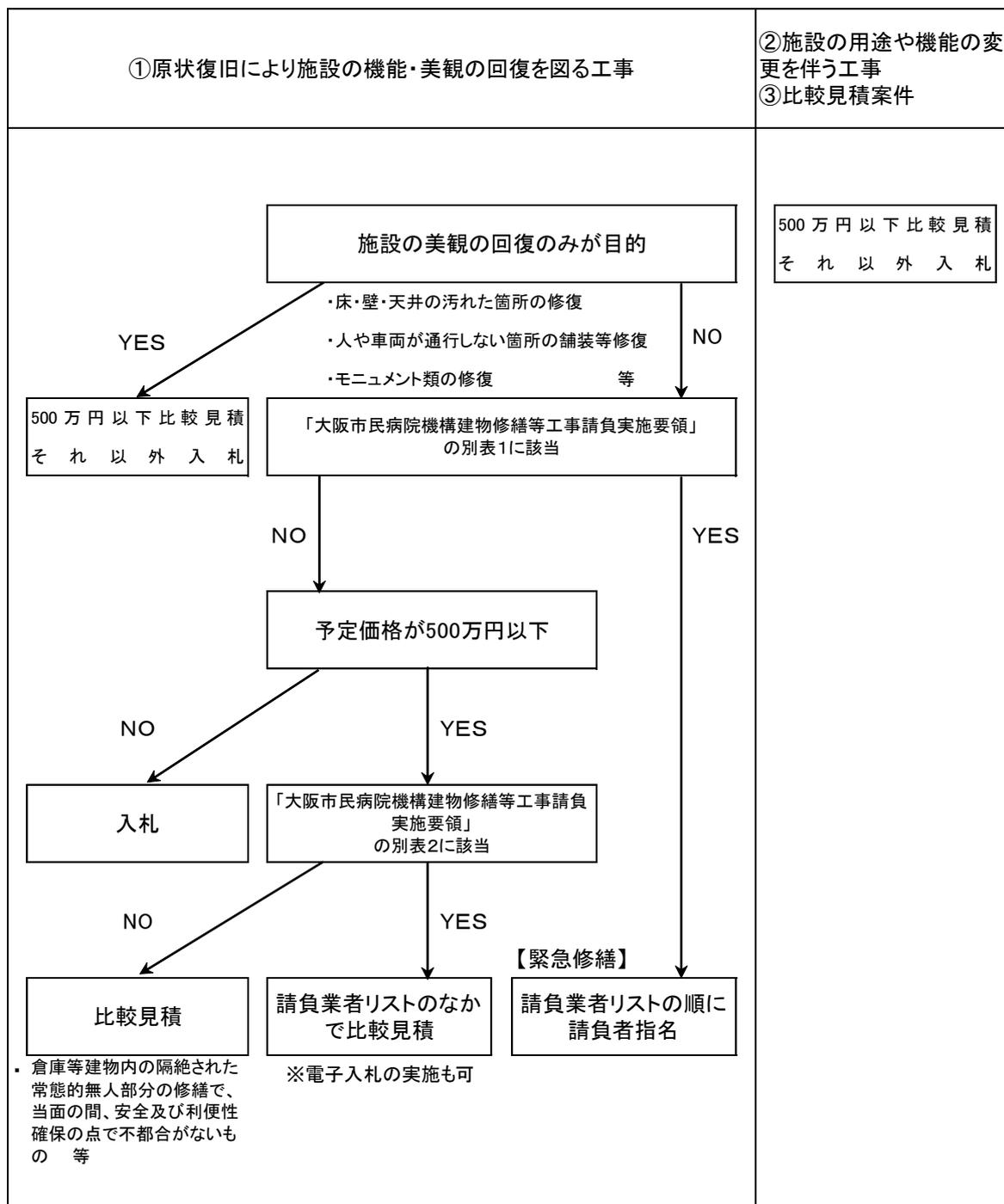
別表1 緊急修繕の対象とする建物設備の損傷及び不具合

建物設備の損傷及び不具合の内容
<p>(1) 建物及びその敷地内の患者、来院者及び職員等の身体や財産に危険が及ぶおそれのあるもの。</p> <p>ただし、入札または見積りの比較により契約を締結し修繕に着手するまでの期間（以下本表において「入札等を経た着手までの期間」という。）を通じて、損傷等の発生箇所周辺への人の立入りを完全に遮断して安全を確保する措置が可能で、当該措置により建物設備の損傷等の拡大や新たな損傷等の発生がないと認められる場合は除く。</p> <p>(2) 病院の有する医療機能が低下し医療サービスの提供に障害が発生するおそれのあるもの。</p> <p>ただし、入札等を経た着手までの期間、職員の応急的措置により当該障害の発生について確実に防止できる場合は除く。</p> <p>(3) 病院敷地外の者の身体や財産に危険が及ぶおそれのあるもの。</p> <p>ただし、入札等を経た着手までの期間、職員の応急的措置により当該危険について確実に防止できる場合は除く。</p>

別表2 修繕の対象とする建物設備の損傷及び不具合

建物設備の損傷及び不具合の内容
<p>(1) 別表1各号のただし書きに該当する次のもの。</p> <p>ア 建物及びその敷地内の患者、来院者及び職員等の身体や財産に対する危険を防止するため、損傷等の発生箇所周辺への人の立入りを遮断しているもの。</p> <p>イ 病院の医療機能低下による医療サービス提供における障害の発生について、職員の応急的措置により防止しているもの。</p> <p>ウ 病院敷地外の者の身体や財産に対する危険について、職員の応急的措置により防止しているもの。</p> <p>(2) 建物及びその敷地内の患者、来院者及び職員等並びに建物の敷地の周囲に居住する者及び周囲を通行する者の身体や財産に影響を及ぼすことはないが、当該者の療養、移動及び生活、事務作業において不都合が明らかに生じていると認められるもの。</p>

別表3 工事請負の業者選定方法



別表4 緊急修繕の請負者の選定方法

順位	社名	案件1	案件2	案件3	備考
1	A社	指名 契約	前回契約したので 指名しない		
2	B社		指名 契約		
3	C社			指名したが 対応不可	
4	D社			指名したが 対応不可	
5	E社			指名 契約	リスト並べ替え

順位	社名	案件1	案件2	案件3	
1	A社	指名 契約	前回契約したので 指名しない		
2	B社		指名 契約		
3	C社			指名したが 対応不可	
4	D社			指名したが 対応不可	
5	E社			指名したが 対応不可	リスト並べ替え